

## 令和7年度安房健康福祉センター運営協議会 会議録

1 日 時 令和7年11月10日（月）午後1時30分から午後2時20分

2 場 所 安房合同庁舎 3階大会議室

3 出席委員（委員総数20名中16名出席）

森正一委員、佐々木久之委員、田中かつら委員、山本信也委員、能重陽一委員  
堺真智子委員、榎本豊委員、奈良田真弓委員、高橋めぐみ委員、木下敬二委員  
川名康介委員、刈込浩一委員、酒井淳子委員、高梨節子委員、三浦一委員  
小倉あや委員

4 県側出席者

センター長	金井 要	副センター長	今成 和幸
副センター長	児玉 一世	副センター長	野澤 憲子
地域保健課長	小宮 朋子	地域福祉課長	露崎 多佳子
健康生活支援課長	萩野 眞由美	検査課長	後藤 弘寿
食品機動監視課長	菅澤 能威		

5 議題

- (1) 安房健康福祉センター主要事業等について
- (2) その他

6 議事概要

### <開会>

今成副センター長の司会で、午後1時30分に開会を宣言した。

### <定数等報告>

本協議会が千葉県行政組織条例第32条第2項の規定による定数（委員の過半数の出席）を充足していること、及び傍聴希望者がいなかったことを報告した。また、会議資料の確認を行った。

### <会長・副会長の互選>

委員の互選により、会長に森正一委員、副会長に田中かつら委員が選出された。  
会議の議長は、会長に選出された森委員が務めた。

### <センター長あいさつ>

本日はお忙しい中、安房健康福祉センター運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。

また、皆様には、日ごろより当センターの運営に関し、特段のご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

本運営協議会は、センターの運営に関する事項を審議いただくため、地域保健法及び千葉県行政組織条例に基づき設置している県の附属機関で、毎年開催しております。

この安房地域は、人口減少と高齢化が進んでおりますが、風光明媚で観光業も盛んな地域です。

一方で、令和6年1月に震度7の地震が発生した能登半島と同じ半島性を有しており、大規模災害発生時には、交通の遮断や物資の搬入が困難となるなどの可能性もあることから、当センターにおいても、関係機関と協働し、対策会議や訓練など災害医療対策に取り組んでいます。

このほか、食品衛生や環境衛生対策など、様々な事業に取り組んでおります。

本日の会議では、それらの事業についてご説明いたしますので、忌憚のないご意見、ご提言をいただければ大変ありがたいです。

どうぞよろしく願いいたします。

### <会長あいさつ>

ただいまご紹介いただきました、館山市長の森でございます。

皆様方もご承知のとおり、保健・医療・福祉の分野におきましては、少子高齢化や災害対策等をはじめとして、様々な課題に対応していくことが求められており、安房健康福祉センターも重要な役割を担うことが期待されています。

当安房地域は県内でも高齢化率の高い地域ですが、地域全体の保健・医療・福祉に係る課題をはじめ、安房健康福祉センターの運営全般について、ご審議をいただきたく存じます。

委員の皆様におかれましては、どうぞ、活発なご発言にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

### <議題（1）「安房健康福祉センター主要事業等について」>

- ・安房健康福祉センター長が、各課の主要事業等について、資料3「令和7年度安房健康福祉センターの概要」に基づき説明した。

(金井センター長)

昭和22年に「保健所法」が制定され、平成9年に地域保健法に改定されましたが、この運営協議会は、「地域保健法」の第11条に基づき開催するものです。

安房健康福祉センターは、保健所法に基づき1944年（昭和19年）に、「館山保

健所」と「鴨川保健所」が開設されたことから始まります。

1997年（平成9年）に二つの保健所が再編整備され、「安房保健所」と「鴨川地域保健センター」となり、2004年（平成16年）に、地域の社会福祉を担当する「安房支庁 社会福祉課」と統合し、「安房健康福祉センター（安房保健所）」となりました。

安房地域の人口は館山市が約4万3千人、鴨川市が約3万人、南房総市が約3万4千人、鋸南町が約6千600人です。合計で約11万4千人で人口ピラミッドのピークは男女とも75歳から79歳になります。人口比率は65歳以上の人口が43.3%、15歳未満の人口は7.8%となっています。

次に、保健所の組織についてです。

センター長の医師1名、副センター長が3名で、うち1名の副センター長は鴨川地域保健センター勤務です。

行政職が11名、技術職が43名の合計54名が勤務しています。

技術職は、医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、臨床検査技師、精神保健福祉士、環境衛生監視員、動物指導員が勤務しております。

総務企画課は会計事務、庁舎管理、医務、薬務、地域防災などを担当し、地域保健課は健康づくり、栄養、母子、難病、精神保健福祉などを担当しています。

地域福祉課は、福祉事務所としての業務を行い、児童福祉、障害者福祉、DV相談、鋸南町の生活保護を担当しています。

健康生活支援課は、結核など感染症対策、食品衛生、動物愛護、生活衛生を担当しています。

検査課は感染症や食中毒などの検査を担当しています。

食品機動監視課は食品衛生、調理製造所を有する大型スーパーなどの監視指導、販売されている食品の収去検査を担当しています。

鴨川地域保健センターは鴨川市における、医務、薬務、地域保健、感染症対策等の業務を担当しています。

総務企画課の総務部門においては、所内の管理事務や保健医療関係技術者の免許申請に関すること、また、新合同庁舎への移転に関することを所掌しております。

現在仮移転中の鴨川地域保健センターは、令和8年度中に新合同庁舎に移転する予定となっております。

続いて、医療機関立入検査事業でございますが、医療法に基づく医療機関の立入検査を実施し、管内の医療機関が医療法その他の法令等に即して管理運営をしているか、確認を行います。

病院については、毎年、管内のすべての病院を対象に実施しており、本年度は、令和7年10月から12月にかけて実施いたします。

また、19床以下のベッドを有する有床診療所等につきましては、令和7年12月から令和8年2月にかけて立入検査を実施する予定です。

なお、この立入検査においては、医療機関における関係法令等の遵守状況を確認するだけでなく、この機会に、病院に勤務する職員の皆さんから、日頃疑問に思っている点などをご質問いただくなど、各医療機関との意見交換もさせていただいております。

センターといたしましては、これらを通じ、各医療機関がよりよい医療の提供をしていただければ、と考えているところです。

次に薬事監視指導事業でございます。

医薬品の販売や毒物・劇物の取り扱い等が適切に行われるよう、薬局や医薬品販売業等に対しましても、医薬品医療機器等法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査を実施しております。

次に薬物乱用防止事業として、不正大麻・けし撲滅運動を実施しております。

法律で栽培が禁止されております「けし」が安房地域でも自生しているため、運動期間中、職員によるパトロールや住民の皆様からの通報にもとづき、職員が現地で抜去しております。今年度は572本のけしを除去しました。

また、「ダメ。ゼッタイ」普及運動の一環として、管内の薬物乱用防止指導員の皆様方と共同で、令和7年5月、6月に、館山地区と鴨川地区の2か所で街頭啓発活動を実施いたしました。ガールスカウトの方やチーバ君も啓発活動に参加してもらいました。

薬物乱用防止事業の一環として、昨年度は県立高校において、当所職員が講師となり、薬物乱用防止教室を開催しました。

企画関係の事業でございますが、本日開催させていただいております運営協議会のほか、医療機関や市町等の関係者にお集まりいただき、地域における医療提供体制の課題や今後の取組について協議する場として、「安房地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」がございます。

今年度は既に8月に開催しており、3月に2回目を開催する予定です。

続いて、地域保健従事者等への研修でございますが、保健師・管理栄養士等を目指す学生の実習を受け入れております。

最後に、災害医療対策です。

今年度は7月に安房地域災害医療会議を開催し、実働マニュアルの改訂等について協議するとともに、10月には医療機関、地元自治体、医師会などの関係者の皆様にご参加いただき、安房地域合同救護本部立上訓練を実施したところです。

また、医療機関や市町等の関係機関の災害担当者の研修を12月に実施予定であり、その他、災害用備蓄資材の管理、保健所内部の情報伝達訓練の実施等も併せて実施し、災害への備えを図っています。

地域保健課の事業概要をご説明いたします。

メインとなる事業は、地域職域連携事業となります。

安房保健所管内の在住者や在勤者を対象に、健康課題を共有し、生涯を通じた切れ目のない健康支援と健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、地域の実情と健康課題を踏まえながら、産学官民で連携を図り、共同で事業を実施し、様々な健康づくりに取り組んでおります。

健康課題としては、「ロコモティブシンドローム対策」で、令和4年度から令和9年度までの6年計画で取り組んでおります。「ロコモティブシンドローム予防」～忙しい毎日、カラダにちょっとイイこと始めよう～をテーマにしています。

啓発物として、ロコモ予防の啓発のためのレシピやチラシを作成し、イベント等の様々な機会を活用しているほか、地域（房日）新聞・保健所だよりなどで、住民への啓発を行っております。

また、中間評価のため、小中学生を対象とした中間評価のアンケートを実施し、現在、結果分析中でございます。

事業所への健康支援は、昨年度は3事業所に行い、従業員の健康づくりのきっかけになったと、事業所担当者の満足度は高かったです。今年度は新たに1事業所に介入しています。

今後も、子供、大人向けの新たなイベントへの参加や、地域職域連携推進協議会委員の橋渡しによる共同事業など、更に地域の輪を拡大していきたいと考えています。

次に、難病法に基づく事業です。

指定難病医療費助成制度は令和7年4月1日から348疾患が対象となりました。安房保健所では7、8月に集中受付期間を設け申請受付をしております。令和7年8月31日現在で、1,286人の方が指定難病認定患者に指定されています。認定患者の多い疾患はパーキンソン病、潰瘍性大腸炎、全身エリテマトーデスです。

難病相談事業では、地域の難病患者が安心安全に療養生活を送れるよう、難病対策地域協議会、医療相談事業、訪問指導事業などを実施しております。

訪問相談員派遣事業では、昨年度は未実施でしたが、今年度は1ケースに対し延べ5回の訪問を実施しています。

保健師訪問指導では、訪問は延べ51人、面接は延べ379人、電話は延べ119人です。

医療相談事業では、本年度パーキンソン病の患者家族を対象とした講演会、交流会を行いました。

難病対策地域協議会では、難病患者への支援体制を整えるため、関係機関・団体が集まり年1回会議を開催しており、今年度は「難病患者への災害支援」等をテーマに開催する予定です。

また、訪問相談員育成事業では、難病患者の災害対策について講演会を行いました。在宅難病患者に対する震災・津波等の災害への備えとして、面接時や受給者証交付時にチラシの配布等を行い、平常時からの備えと自助力をつけるように周知を行っております。

また、台風や津波等の災害のおそれがある場合、人工呼吸器や在宅酸素などの医療機器使用の方について、避難するよりもそのまま自宅に留まっていた方が良い場合もありますので、そういったことを確認していく必要もあります。

精神保健福祉相談事業では、医療や社会参加に関する相談や訪問指導を行っております。

令和7年度の精神保健福祉相談件数は（令和7年8月31日現在）面接延べ33件、訪問は延べ29件です。

また、アルコール依存症者の回復に向けた講義とミーティングを目的に断酒学級を実施しております。

精神障害のある人が、地域の一員として自分らしい暮らしを送るために、医療・福祉・介護・住まい・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域づくりを目指し、「安房圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を年1回開催しています。

医療機関や市町をはじめとした関係職員の方々と連携し、きめ細やかな支援体制の構築に努めております。

また、関係機関への技術支援、連携強化ならびに一般住民への知識の普及啓発を目的に、地域の関係機関と協力して、年1回「安房地域心の健康のつどい」を開催しております。

次に地域福祉課です。

児童福祉事業として、ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とした児童扶養手当の支給を行っております。

また、家庭で監護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、父母または養育者に対して特別児童扶養手当の支給も行っております。

家庭相談員による、児童及び家庭問題の相談や児童の健全育成推進のため非行防止、児童虐待、家庭崩壊の調整等の相談活動に当たる児童家庭相談を実施しています。

母子福祉事業として、母子、父子家庭または寡婦の経済的自立と生活意欲の向上並びにその児童の福祉の増進を図るため、各種福祉資金を無利子又は低利での貸付を行うとともに、鋸南町において生活全般の相談、就労支援を行っております。

DV被害者支援事業として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターとして、女性相談支援員が被害女性の相談を行うとともに、

安全確保、保護命令制度の利用等の必要な情報提供、支援を行っています。

また、障害者支援として、特別障害者（児）手当等支給事業、在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助、重度障害者（児）日常生活用具取付費補助を行うとともに、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、各保健所に広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動を行っています。

また、生活保護法に基づき鋸南町の生活保護事務を担当しています。

8月末現在で、被保護世帯数58世帯、被保護人員63人で、保護開始3件は、すべて「預金等の減少」が申請理由となっています。

最近では70代、80代の高齢者世帯が年金も少ないため預金等を切り崩して生活していたが、手持ち金が底をついたことによる生活保護申請の相談が増えています。

今後も鋸南町や民生委員と連携を図りながら、適時適切な支援を行っていきたいと考えています。

健康生活支援課です。

はじめに結核予防事業について説明します。

結核は、患者数が年々減少していますが、今でも国内で年間1万人以上の新規患者が発生し、1,500人以上が亡くなっている日本の主要な感染症です。安房保健所管内では8月末現在、18名の患者が新たに登録されました。

保健所では、感染症法に基づき、結核患者に対する医療費の公費負担事務を行うとともに、患者宅の訪問や面接等により服薬支援を行い、患者の治療完遂に向けた取組を行っています。

治療終了後は、半年ごとに管理検診を行い、再発の防止に努めています。

また、結核患者の家族や職場など接触者に対し健康診断を実施し、感染源や感染経路を調査するとともに、新たな感染者や発病者の早期発見に努めています。

次に感染症予防事業について説明します。

保健所では、医師から感染症の発生届を受理した際、速やかに主治医や患者等に連絡を取り、感染源、感染経路等を調査し、感染の拡大防止対策に取り組んでいます。

平常時の対応として、管内の定点医療機関における感染症患者数を調査し、千葉県感染症情報センターにその結果を報告するとともに、感染症情報をメールマガジン形式で定期的に管内の医療機関、市町、高齢者施設等に情報提供しています。

外国人支援団体や高齢者施設等を対象にした講演会を開催するなど、予防啓発にも努めています。

また、エイズ・性感染症対策として、無料・匿名の検査や相談に対応しています。

食品衛生事業について説明します。

安房保健所管内には、約4,500件の食品営業施設があります。

保健所では、食品衛生法に基づく許認可事務を行っているほか、食品による健康被害を未然に防止するため、食品機動監視課と連携して、施設に対する監視指導を行っています。

また、食品営業者に対して衛生教育を行うとともに、保健所だより、ホームページ等で食中毒の予防啓発を行っています。

食中毒等の食品危害が発生した場合は、関係各課と連携して、迅速に施設の調査と関連する検査を実施し、原因究明と衛生措置を行い、危害の拡大と再発の防止を図っています。

動物関係事業について説明します。

保健所では、犬に起因する危害の発生を防止するため、市町、警察と連携し、逸走犬、放し飼い犬等の保護・捕獲を行っています。8月末現在、5頭の未係留の犬を捕獲しました。

また、犬猫の飼い方に関する個別相談や、「動物の正しい飼い方推進月間」、「動物による危害防止対策強化月間」などの機会を通じて、動物愛護及び適正飼養の普及啓発を行っています。

市町の皆様には、広報誌への掲載、住民への周知に御協力をいただき、この場を借りてお礼申し上げます。

環境衛生事業について説明します。

保健所では、旅館や美容所などの生活衛生関係営業施設について、衛生水準の維持向上を図るため、計画的に監視指導を行っています。8月末現在、119施設の立入検査を実施しました。

また、レジオネラ症の発生を防止するため、旅館、公衆浴場の営業者を対象とした衛生講習会を開催しています。

このほか、遊泳用プール、温泉利用施設の立入指導を行い、適切な維持管理に努めています。

続いて検査課です。

各検査業務は、千葉県検査業務運営要領に基づき、実施しています。

エイズ等性感染症予防対策事業に伴う検査ではHIV抗体検査について11検体、梅毒抗体検査について11検体、ウイルス性肝炎対策事業に伴う検査では、B型肝炎ウイルス抗原検査について10検体、C型肝炎ウイルス抗体検査について10検体、原爆被爆者対策に伴う尿検査については2検体、検査しました。

食品衛生検査業務では、年間収去計画に基づき、細菌検査について87検体・404項目の検査を実施しました。

また、食中毒・苦情等が発生した際の細菌及びウイルス検査について、17検体・391項目を検査し、原因菌であるノロウイルス、カンピロバクターを検出しました。

腸内細菌検査及び精度管理業務では、常時の感染予防対策に伴う腸内細菌検査について、腸管出血性大腸菌O157の検査は690検体、赤痢・チフス・パラチフスA菌の検査は607検体の検査を実施しました。

検査結果の信頼性を確保するための精度管理に関しては、内部精度管理について、食品衛生検査における添加回収試験等を49回実施しました。

外部精度管理について、一般財団法人食品薬品安全センターが主催する調査に3回参加しました。

食品機動監視課です。

「千葉県食品衛生監視指導計画」に基づき、流通の多い食品製造施設、大規模な小売店舗、大型の旅館・ホテル等の重要施設の監視指導を実施し、制度化されたHACCPに沿った衛生管理の周知、導入指導、技術的助言も併せて実施しています。

また、学校、福祉施設、病院などの特定給食施設の監視指導も実施し、さらに衛生講習会を通じて、食品衛生の向上及び食中毒防止に努めています。

8月末現在の監視件数は320件です。

食品関係従事者等を対象とした衛生講習会は計3回実施し、受講者は159名でした。なお、食中毒等の食品危害が発生した場合は、健康生活支援課および検査課と連携して、迅速に施設の調査と関連する検査を実施し、原因究明と衛生措置を行い、危害の拡大と再発の防止を図っています。

続きまして、食品検査の業務です。

管内で製造、流通、販売される食品や調理品についての収去検査、抜き取り検査などと呼ばれますが、食品の検査を実施し、違反食品の発見に努めています。

この検査は、食品衛生法の法的基準の検査の他、営業者の衛生管理の向上を図る目的で、検査結果をもとに衛生指導を行っています。

8月末までの検査検体数は、139検体で、成分規格や添加物使用基準違反はありませんでした。

以上で安房健康福祉センターの事業説明を終わります。

#### <事前質問への回答>

- ・議題に関連し、委員から事前に提出のあった質問、意見に対し、資料4「令和7年度安房健康福祉センター運営協議会事前御意見・御質問等」により、小宮地域保健課長から回答した。

(小宮地域保健課長)

事前質問を2件いただいております、お手元の「資料4」となります。

一つ目は高梨委員より合同研修会についてのご意見をいただきました。今年度も引き続き、食生活改善関係団体のニーズに応じた研修を開催し、関係者の知識や技術の向上並びに連携強化を図ってまいります。

二つ目は小倉委員より、母子保健従事者研修会についてのご意見をいただきました。

多くの方にご参加いただけるよう、今年度はオンデマンドによる研修の開催を検討しております。内容は、乳幼児の発達に関することです。詳細が決まり次第、母子保健関係者様にお知らせいたします。

また、子どもの発達支援に対する親の理解や協力を求めるための研修等の実施も検討してまいります。

### <意見等>

(安房保健所管内栄養士会長 酒井淳子委員)

今回、初めて「ロコモ予防レシピ集」を作成しました。105名の会員でレシピ作りをしたところ、主菜、副菜、汁物、デザートと、バランス良く集めることができました。

レシピの難易度が星印で示されていますし、普段使っているような食材でできるものばかりです。先日も80代の女性から、「参考になる」とのお話をいただきました。保健所のホームページからダウンロードできるようにして頂いたので、少しでもロコモ予防に興味を持って頂ければと思っています。

(鴨川市長 佐々木委員)

田原フェスティバルでのロコモテストに参加し、全てクリアできました。その後、健康に気をつけるようになり、体操するようになりました。今後も是非、このような活動を続けていただきたいと思います。

### <議題(2)「その他」>

- ・特になし。